国保・老人医療で

入院時の食事代などが減額されます

減額を受けるためには申請が必要ですので、市役所および各支所市民課で手続きをしてください。また、現在お持ちの認定証は、７月末日が有効期限です。

国民健康保険

世帯員の中で世帯主および国民健康保険加入者全員に、住民税がかかっていない場合に申請できます。

申請に必要な物

●国民健康保険証　●印鑑

●平成17年度中に認定を受けていた人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」

●入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書など

老人医療

世帯員全員に住民税がかかっていない場合に申請できます。

申請に必要な物

●老人医療受給者証　●健康保険証　●印鑑

●平成17年度中に認定を受けていた人は、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」

●入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書など

国民健康保険・老人医療の入院時食事代の区分別自己負担額

一般および一定以上の所得がある人		１食　260円
低所得Ⅱ	90日までの入院	１食　210円
	過去12カ月で90日を超える入院	１食　160円
低所得Ⅰ	所得が一定の基準に満たない人	１食　100円

※「一般」「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」の区分など、詳しくはお問い合わせください。また平成18年１月２日以降、宇城市に転入した人は、転入以前の住所地の住民税非課税証明書が必要です。

問合せ先

本庁市民課　☎32－1111
各支所市民課
三角支所　☎53―1111
不知火支所　☎33―1111
小川支所　☎43―1111
豊野支所　☎45―2111

第62回　虹色のふうせん（療育ネットワークの会）

講演会のご案内

参加希望者は７月19日（水）までにお申し込みください。託児もあります（先着10人）。

期　日　７月26日（水）
時　間　午後１時30分～午後４時（受付は午後１時～）
場　所　松橋保健福祉センター
申・問　福祉課・健康づくり推進課　☎32―1111

○講演「新たな可能性を求めて」
盲目の陶芸家　松下能也さん
略歴：1942年生まれ・熊本大学卒業・元中学美術教師・失明後に、作陶活動を始める
○保護者による体験発表
「可能性を信じて」
佐々木真澄さん　藤田絹子さん

平成18年度の活動予定

期　日	内　容
８月23日（水）	そうめん流しとシャボン玉
９月27日（水）	市保育士によるミニ講話
10月25日（水）	学習会（心理相談員）
11月22日（水）	お母さんからのメッセージ
12月11日（月）	クリスマス会
平成19年１月25日（木）	学習会（養護学校支援推進部）
２月21日（水）	学習会（県こども総合療育センター）
３月14日（水）	おたのしみ会

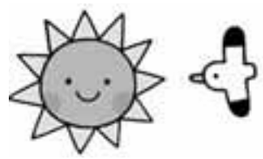

下水道工事にご理解とご協力をお願いします

平成18年度の工事予定は下記のとおりです。工事期間中は、周辺地域の皆さまにご迷惑をお掛けしないよう努力いたします。

不知火地区

工事箇所	場所	延長	工事期間
長崎地区（鴨籠）	不知火町長崎	230m	７月～11月
亀崎地区（国道266号線）	不知火町長崎	1,216m	７月～12月
亀崎地区	不知火町長崎	727m	７月～12月
松合地区	不知火町松合	472m	８月～平成19年１月

松橋地区

工事箇所	場所	延長	工事期間
松橋地区（深迫）	松橋町北11区・12区	658m	７月～12月
豊福・両仲間地区	熊本南病院～日置組	632m	７月～平成19年２月
曲野地区（国道266号線）	パルシェ前	291m	７月～平成19年１月
両仲間地区	国道３号線および両仲間団地入口まで	343m	９月～平成19年１月
久具地区（堂前）	松橋町久具	340m	９月～平成19年１月
久具地区（堂前）	松橋町久具	155m	９月～平成19年１月
久具地区（財間）	松橋町久具	190m	９月～12月
久具地区（財間）	松橋町久具	215m	12月～平成19年２月
松橋地区（道路新設）	松橋町７区・北11区	350m	７月～８月

小川地区

工事箇所	場所	延長	工事期間
市道上刈萱１号線	小川町寺町	200m	８月～12月
市道馬場学校線	小川町蛭子町	90m	８月～12月
市道納野３号線	小川町納野	200m	12月～平成19年３月
県道下郷北新田線	小川町南部田・北部田	700m	９月～平成19年３月
市道小川豊福線	小川町南部田	900m	９月～平成19年３月
市道川尻出村線	小川町南出村	400m	９月～平成19年３月

こんな時は届け出が必要です

下水道・農業集落排水に接続しているご家庭で、開始届の記載事項に変更がある場合は、下水道課または各支所水道課に変更届をご提出ください。

届け出が必要な場合

○使用者の名義を変更する時（例：使用者が転出や死亡などで名義を変更する時）

※口座振替で使用料を納付している人は、口座振替依頼書の提出も必要です。

○送付先を変更する時（例：使用所在地と違う住所に納入通知書などを送付する時）

○使用水を変更する時（例：井戸水で使用料を算定しているご家庭で、上水道などへ使用水を変更する時）

○人数を変更する時（人数計算で使用料を算定しているご家庭で、人数が変更になった時）

○その他の変更があった時

下水道使用料・受益者負担金および農業集落排水使用料の納付は、口座振替が便利です！

口座振替の手続きをすると、市役所や金融機関窓口へ納付に行く必要がなく、納付を忘れることもありません。手続きは、金融機関窓口に備え付けの口座振替依頼書に記入し、金融機関にご提出ください。

届出・問合せ先

●公共下水道について
不知火・松橋地区　下水道課　☎32―1020
小川地区　小川支所水道課　☎43―1111
●農業集落排水について
三角地区　三角支所水道課　☎52―2329
不知火地区　不知火支所水道課　☎33―0047
豊野地区　豊野支所水道課　☎45―2111